

Q1 給付対象者は？

A1 今回の給付金の給付対象者は令和3年7月1日に丸亀市の住民基本台帳に記録されている方で、かつ、令和3年4月1日から継続して本市の住民基本台帳に記録されている方です。

ただし、配偶者からの暴力で避難されている方や丸亀市に所在する児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定するもの）及びこれに準ずる施設で、市長が特に認める施設に入所している方で令和3年4月1日から継続して本市に居住実態を有している方については対象となります。

Q2 住民票は他市町村にあります、令和3年4月1日以前より丸亀市に住んでいるので給付対象になりますか？

A2 申し訳ございませんが今回の給付の対象ではございません。  
（ただし、DV避難者等、A1のただし書きに該当する方は対象となります）

Q3 給付金の金額は？

A3 給付対象者1人あたり3万円が給付されます。

原則、申請者並びに受給者は、給付対象者が属する世帯の世帯主になり、世帯主の口座に給付対象の世帯員分がまとめて振り込まれます。

ただし、死亡やDV避難等、事情によっては、世帯主でなくても申請を行い、給付金を受け取ることができます。

（例）世帯主・配偶者・子2人の4人家族が全員給付対象者である場合

世帯主が4人分（3万円×4人＝12万円）をまとめて申請し、市から世帯主の口座へ全額が振り込まれます。

Q4 申請はいつからいつまでですか？

A4 市から郵送にて申請書を令和3年7月30日から順次、給付対象者が属する世帯主宛に郵便にて送付する予定にしております。

受付期間は令和3年8月1日から令和3年9月30日（当日消印有効）までです。

Q5 申請書以外に用意すべき書類は？

A5 (1)： 昨年の国からの定額給付金を丸亀市から受給している方で、同じ口座に振り込みを希望される場合は、申請書だけで構いません。

(2)： (1) 以外の口座への振り込みを希望される方は、

- ・本人確認書類のコピー（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証など）
- ・通帳（口座番号が書かれた部分）のコピー又はキャッシュカードのコピー

が必要です。

Q6 支給はいつからですか？

A6 令和3年8月13日（金）から振り込みを開始する予定です。以降は、毎週水・金曜日を振込日とします。（ただし、9月22日は除く）申請書に不備がなければ、概ね2週間程度で振込みさせていただきます。

Q7 今回の給付金の窓口はどこになりますか？

A7 令和3年7月5日（月）から丸亀市生涯学習センター2階に特別定額給付金コールセンター（0877-23-1112）を開設いたします。  
\*通話料がかかります。

Q8 今回の給付金は課税対象になりますか？

A8 課税対象になり、「一時所得」に区分されます。一時所得については、所得税等の計算では、50万円の特別控除額を差し引いた金額の2分の1が課税所得となります。他の一時所得との合計額が50万円を超えない限り、課税対象とはなりません。

Q9 一時所得には、主に何がありますか？

A9 (1) 懸賞や福引きの賞金品（業務に関して受けるものを除きます。）

(2) 競馬や競輪の払戻金（営利を目的とする継続行為から生じたものを除きます。）

(3) 生命保険の一時金（業務に関して受けるものを除きます。）や損害保険の満期返戻金等

(4) 法人から贈与された金品（業務に関して受けるもの、継続的に受けるものを除きます。）

(5) ふるさと納税の返礼品

その他、一時所得の取扱いに関してご不明な点がございましたら、丸亀税務署（TEL：23-2221）にお問い合わせください。